

物価高騰重点支援給付金のご案内

(1世帯あたり 7万円)

受給には手続きが必要です。

- 物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり7万円)**は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。
(この給付金は差押えされず、かつ、課税対象外です。)
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

支給対象と申請のしかた

支給対象となる世帯

(令和5年12月1日の状況)

世帯全員の令和5年度の住民税が非課税の世帯

I 令和5年1月1日以前から
野田市に住民票がある方
のみで構成される世帯

II 令和5年1月2日以降に野田市に転入した方がいる世帯

(1)野田市が非課税世帯である
ことを確認できた世帯

(2)野田市が非課税世帯である
ことを確認できない世帯

確認書が届きます(要返送)

確認書受付期間

令和6年1月11日(木)
～令和6年3月29日(金)
(必着)

確認書に記載されているQRコードでオンライン
申請ができます(受給までの日数が短縮されます)

詳しくは裏面「I・II(1)」へ

申請が必要です

申請書受付期間

令和6年1月11日(木)
～令和6年3月29日(金)
(必着)

【申請書配布場所】
市役所生活支援課など

詳しくは裏面「II(2)」へ

■ 給付金の支給手続

I 令和5年1月1日以前から野田市に住民票がある方のみで構成される世帯

- 対象となる世帯には、令和6年1月上旬に確認書を発送します。
- 届いた書類を確認して、令和6年3月29日(金)まで(必着)に手続をしてください。

確認書に記載されているQRコードを読み取り、オンライン申請をしていただくと、**受給までの日数が短縮**されますのでご利用ください。

II 令和5年1月2日以降に野田市に転入した方がいる世帯

(1) 野田市で非課税世帯であることを確認できた世帯

- 対象となる世帯には、令和6年2月上旬に確認書を発送予定です。
- 届いた書類を確認して、令和6年3月29日(金)まで(必着)に手続をしてください。

(2) 野田市で非課税世帯であることを確認できない世帯

- 確認書を発送することができないため、給付金を受給するには申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に、令和6年3月29日(金)まで(必着)に申請してください。



物価高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに野田市などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、野田警察署(☎04-7125-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



■ 問合せ

野田市物価高騰重点支援給付金コールセンター

0120-110-631

平日 8時30分～17時15分(土曜日・祝日を除く)

■ 窓口

野田市役所 1階 生活支援課

平日 8時30分～17時15分(土曜日・祝日を除く)